

移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関する ガイドライン

平成 29 年 1 月 10 日策定

(令和 4 年 12 月 23 日最終改正)

総 務 省

目次

1 趣旨	1
2 用語の定義	1
3 端末の流通・販売の制限等の禁止	1
4 SIMロックについての基本的な考え方	2
5 SIMロックの原則禁止	2
6 例外的にSIMロックの設定が必要と認められる場合の対応	3
7 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関する留意点	5
8 本ガイドラインの適用等	7

1 趣旨

移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に向けて、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 29 条の規定の考え方に照らし、基本的な考え方及び S I M（Subscriber Identity Module）ロックについての考え方を整理して示すものである。

2 用語の定義

本ガイドラインにおいて使用する用語は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）及び電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）において使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 役務

携帯電話、携帯電話・ P H S アクセスサービス（ P H S に係るものを除く。）、三・九－四世代移動通信アクセスサービス、第五世代移動通信アクセスサービス及び携帯電話に係る仮想移動電気通信サービスをいう。

(2) 事業者

役務を提供する電気通信事業者をいう。

(3) 端末

事業者が販売する移動端末設備をいい、事業者が販売店等に販売し、販売店等が販売するものを含む。

(4) S I M

事業者との間で役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報（以下「プロフィール」という。）を記録した電磁的記録媒体をいう。

(5) S I M ロック

特定の事業者に係るプロフィールが記録された S I M に対してのみ動作するよう設定された端末上の制限をいう。

(6) S I M ロック解除

あらかじめ S I M ロックが設定された端末について、当該端末の販売時までに、又は当該端末の販売後に S I M ロックの設定を無効化することをいう。

3 端末の流通・販売の制限等の禁止

事業者が端末の流通・販売を行う者に対して、正当な理由なく、その流通・販売を制限し、又はその販売価格や販売価格の値引き額を実質的に指示することは、電気通信の健全な発達又は利用者の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令の要件（電気通信事業法第 29 条第 1 項第 12 号）に該当する。

4 SIMロックについての基本的な考え方

SIMロックは、事業者の変更や併用による他の事業者の役務の利用（海外渡航時の役務の利用を含む。）を妨げ、利用者の利便を損ない、利用者の権利を制限する効果を有する。また、役務契約の締結や変更のコストを押し上げ、役務の料金やサービス内容の差別化による事業者間の競争を阻害する効果を有する。

このため、事業者が正当な理由なくSIMロックを設定する行為（既に設定したSIMロックを解除しないことを含む。）については、電気通信の健全な発達又は利用者の利便の確保に支障が生じるおそれがあるときは、業務改善命令の要件（電気通信事業法第29条第1項第12号）に該当する。

したがって、事業者は、SIMロックについて、以下に示すところにより対応することが求められる。

5 SIMロックの原則禁止

次の(1)から(3)までに掲げる行為は、SIMロックを設定する正当な理由があるものとは認められない。

- (1) 電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する事業者において、当該電気通信回線設備と接続し、又は当該事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供される仮想移動電気通信サービスにおける端末の利用を制限するSIMロックを設定する行為。
- (2) 事業者が、端末の割賦代金等を支払わない行為又は端末の詐取を目的とした役務契約その他の不適切な行為（以下「割賦代金不払行為等」という。）のおそれがないことが確認できた場合においてSIMロックを設定する行為。

ここで、「割賦代金不払行為等のおそれがないことが確認できた場合」とは、次の場合をいう。

- ① 端末の販売時に端末代金が一括で支払われた場合
- ② 割賦代金不払行為等が行われるおそれが低いことを確認することができる措置（当該措置に応ずる者に過度の負担とならないものに限る。以下「信

用確認措置」という。) ¹に端末購入者が応じた場合 ²であって端末の引渡し
の時までにその結果が適正であることの確認ができた場合

- (3) 割賦代金等不払行為等のおそれが低いことが確認できない者に対して、利用者
(端末を事業者から購入した者であって当該事業者と役務契約を締結していた
もののうち既に当該役務契約を解除したもの、端末を事業者から購入した者であ
って当該事業者と役務契約を締結していなかったもの及び事業者の販売した端
末を当該事業者以外の者から入手した者を含む。以下同じ。) の権利や競争への
制限効果がより低い他の代替的な手段により割賦代金等不払行為等を防ぐこと
が可能であるにもかかわらずSIMロックを設定する行為。

6 例外的にSIMロックの設定が必要と認められる場合の対応

(1) 例外的にSIMロックの設定が必要な場合の考え方

5(3)のとおり、利用者の権利や競争への制限効果がより低い他の代替的な手
段により割賦代金等不払行為等を防ぐことが可能であるにもかかわらずSIM
ロックを設定する行為は、正当な理由があるものとは認められない。

ただし、割賦代金等不払行為等が行われるおそれが低いことが確認できない場
合において、利用者の権利や競争への制限効果がより低い他の代替的な手段では
割賦代金不払行為等を防止することが困難であると認められる場合には、(2)で
定める総務省の確認を得ることにより、例外的に、SIMロックを設定すること
が認められる場合がある。

(2) SIMロックの必要性についての確認

① 事業者内での事前の十分な検討

(1)ただし書に基づき、SIMロックを設定することが必要と考える事業者
は、その必要性及び他の代替的な手段によって対応ができないかについて、ま
ず事業者内にて十分に検討を行うものとする。

② 総務省の確認を得るための必要資料

①の検討を経た上で、SIMロックを設定しようとする事業者は、あらかじ
め、次に掲げる事項についての資料を準備し、総務省の確認を得るものとする。

¹ 端末代金の割賦払いによる2回分に相当する額(一律の額とする場合には、対象となる端末の
全購入者が割賦払いによるものとした場合の2回分に相当する額の平均額)以下の保証金の支
払を求めると、端末代金の割賦払いによる2回分までの前払いを求めると、割賦代金等の
自動的な支払方法(クレジットカード、口座振替等)の設定を確認することその他これらに類
する措置であって、総務省の確認を受けたものが、これに当たる。なお、当該措置が端末の購
入時に行われる場合には、当該端末の引渡しの時までにその結果が確認できるものであること
が求められる。

² 事業者は、追加的な事務手数料等の支払を求めるとなく、信用確認措置を行うものとする。

- i 事業者内における事前の検討の経緯及び検討体制
 - ii SIMロックを設定する目的
 - iii iiの目的を実現するための手段として検討したSIMロック以外の一又は二以上の手段並びに当該手段ではiiの目的が達成されない理由及びその根拠（根拠となる定量的データを含む。）
 - iv 次に掲げる事項を記載した運用計画
 - イ SIMロックを設定する予定時期
 - ロ 対象となる機種
 - ハ SIMロックを設定した端末を渡す対象者
 - ニ SIMロックを設定した際の利用者及び競争への影響を最小化するための考え方及び取組
 - v SIMロックの設定及び解除の具体的な手順を示した運用方針
 - vi その他総務省が確認を行う上で必要と考える事項
- ③ 利用者及び競争への影響を最小化するための取組として記載すべき内容
- ②ivニにおいて記載する取組は、原則として、少なくとも次のiからiiiまでに定める内容を満たすものでなければならない。
- i SIMロックを設定する場合においても、次のイからニまでに定める期間を超えてSIMロックを設定することはできない。イからニまでに定める期間を超えた場合には、事業者は、利用者にSIMロック解除の申込み等の手続を課すことなく、無料でSIMロックを解除するものとする。
 - イ 端末代金の総額が支払われた場合（端末の販売時に端末代金が一括で支払われた場合を除く。） 事業者が当該端末代金の総額の支払を確認できるまでの期間
 - ロ 信用確認措置に購入者が応じた場合であってその結果が適正であることの確認ができたとき（端末の引渡しの時までにその確認ができたときを除く。） 事業者が当該確認をできるまでの期間
 - ハ 事業者から過去にSIMロックを設定した端末を購入したことがある者であって当該端末についてSIMロック解除を受けたことがあるものがSIMロック解除の申込みをした場合 最後にSIMロック解除を受けた日から起算して100日程度を超えない期間
 - ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合 100日程度を超えない期間
 - ii SIMロックを設定する場合には、事業者は、SIMロックが設定されているか否かを利用者がインターネットや電話による簡易な方法により確認することができる手段を設けるものとする。また、SIMロックの設定が不要になった場合には、事業者は、利用者にSIMロック解除の申込み等の手続を課すことなく、無料でSIMロックを解除するものとする。
 - iii 利用者への周知及び説明の徹底
 - イ 事業者は、SIMロックを設定することについては、テレビ広告やインターネット広告などの手段を活用する等積極的な周知・情報発信により、

利用者（潜在的な利用者を含む。）が確実に理解できるように取り組むものとする。

ロ 事業者は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に掲げる事項について、店頭での説明、パンフレットやホームページへの掲載等により利用者が確実に理解できるよう取り組むものとする。

a SIMロックを設定した端末を販売する場合

- ・ 当該端末にSIMロックが設定されているか否か
- ・ SIMロック解除に対応する端末であるか否か
- ・ SIMロック解除に係る条件及び手続

b 役務契約を解除する場合（事業者で販売したSIMロックが設定されている端末を有する利用者に限る。）

- ・ SIMロック解除に対応する端末であるか否か
- ・ SIMロック解除に係る条件及び手続

c SIMロック解除を行う場合

- ・ SIMロック解除に係る条件及び手続

④ 総務省による有識者の意見の聴取

総務省は、確認を行うに当たり、必要に応じて有識者の意見を聴取する。その際には、事業者の経営情報の管理に十分に配慮する。

(3) 運用計画及び運用方針の公表

(2)に定めるところにより、SIMロックの設定について総務省の確認を得た事業者は、確認を得た運用計画及び運用方針を公表するものとする。

(4) 事後の報告

SIMロックを設定した端末を販売した事業者は、販売が開始された月から解除がなされた月まで毎月、次の事項について月ごとの状況をまとめた資料を作成し、その翌月末までに総務省へ報告するものとする。

① 販売した端末の機種、販売した対象者、販売が行われたチャネル（店舗で行われた場合はその店舗名）、機種ごとの販売台数

② 機種ごとに解除された台数

7 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関する留意点

(1) 利用者に対する情報提供

事業者は、次の①及び②の場合において、それぞれ当該各号に掲げる事項について、店頭での説明、パンフレットやホームページへの掲載等により利用者が理解できるよう努めるものとする。

① 端末を販売する場合

イ 他の事業者に係るプロフィールが記録されたSIMに変更された場合に、通信サービス、アプリケーション等の利用の全部又は一部が制限される可能性が存在すること。

ロ 当該端末が対応している周波数帯及び通信方式

ハ 電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する事業者ごとの当該端末を使用した通話及びデータ通信の可否

② 持込端末による役務契約を締結する場合

イ 使用される端末によっては、自社に係るプロフィールが記録されたSIMに変更された場合に、通信サービス、アプリケーション等の利用の全部又は一部が制限される可能性が存在すること。

ロ 持込端末が自社に割り当てられた周波数帯のうち最も人口カバー率が高い周波数帯に対応していないものであるときは、それ以外の周波数帯により自社の通信サービスが利用できる区域を示した日本地図

(2) 端末故障時の問合せ窓口の設定

販売した端末が故障した際等に利用者への対応が適切に行われるよう、端末を販売する事業者は、端末製造者等とあらかじめ協議し、端末に関する利用者の問合せ窓口等を明確にすることが適当である。

(3) 技術基準適合性の確認等

事業者は、利用者がプロフィールが記録されたSIMを変更した場合に技術基準等に適合しない端末を使用することのないよう、端末の技術基準適合性の確認について適切な措置を講ずることが必要である。

(4) SIMロック以外の機能制限

① 端末が対応する周波数帯の制限等

事業者が端末を調達する際に、当該端末の製造業者に対して、当該端末を使用して他の事業者の役務を利用する際にのみ利便性が低下するよう、当該端末が対応する周波数帯の制限等の当該端末の機能の制限を求めることは、通常、適正かつ合理的なものとは考えられない。また、こうした行為を行うことは、利用者の利便を損なうとともに事業者間の競争を阻害する可能性がある。

したがって、正当な理由なくこれを行うことは、電気通信の健全な発達又は利用者の利便の確保に支障が生じるおそれがあるときは、業務改善命令の要件（電気通信事業法第29条第1項第12号）に該当する。

② その他の機能制限について

利用者の権利を制限し若しくは制限し得る、又は事業者間の競争を阻害し若し

くは阻害し得る効果を有する、SIMロックの設定又は対応周波数帯の制限等以外の端末の機能を制限する行為又は制限を求める行為についても、正当な理由なくこれを行うことは、SIMロック等と同様の考え方により、電気通信の健全な発達又は利用者の利便の確保に支障が生じるおそれがあるものとして、業務改善命令の要件（電気通信事業法第29条第1項第12号）に該当する場合がある。したがって、事業者は、SIMロック等以外の端末の機能制限についても、本ガイドラインに準じて対応することが求められる。

8 本ガイドラインの適用等

- (1) 令和4年12月23日の改正後の本ガイドラインの規定は、同日から適用する³。
- (2) 令和3年8月10日の改正後の本ガイドラインの規定は、令和3年10月1日から適用する⁴。ただし、次の各号に掲げる対応については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
 - ① 令和3年10月1日より前に販売されたSIMロックが設定された端末の令和5年9月30日までの間における解除については、令和3年8月10日の改正前のガイドラインの規定によるものとする⁵。
 - ② 令和3年10月1日より前に発売された端末であって、令和3年10月1日から令和5年9月30日までの間に販売するSIMロックを設定したものについての、販売時以外の解除については令和3年8月10日の改正前のガイドラインの規定によるものとし⁵、販売時の対応については次のいずれかによるものとする。
 - i 一括支払又は信用確認措置に応じた場合には、利用者の申出なくSIMロックを設定していない端末を渡すものとする。
 - ii 令和4年9月30日までの間は令和3年8月10日の改正前のガイドラインの規定によるものとし、令和4年10月1日以降はSIMロックを設定していない端末を販売するものとする。
 - ③ 令和5年10月1日以降は、過去にSIMロックを設定した全ての端末について、解除の申込みがあった場合には、インターネット、電話、店舗等におい

³ 汎用的に通話やデータ通信を行うための端末（現時点においては、フィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルータ及びUSBモデムが該当する。）以外の端末については、当分の間、5、6及び7（4）は適用しない。

⁴ 汎用的に通話やデータ通信を行うための端末（現時点においては、フィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルータ及びUSBモデムが該当する。）以外の端末については、当分の間、5、6及び7（4）は適用しない。

⁵ ただし、インターネットを利用する方法によるSIMロック解除の申込みについては、令和4年5月1日以降は終日受け付けるものとする。受付後の解除については、原則として速やかに対応するものとするが、正当な理由により即時の対応が不可能な場合はこの限りでない。この場合において、可能となり次第、遅くとも翌日までに速やかに対応するものとする。

て、迅速かつ容易な方法により、無料でS I Mロック解除を行うものとする^{6,7}。ただし、② i において、令和5年10月1日から遡って100日以内にS I Mロックを設定して渡した端末については、6(2)③ i からニまでの期間を経過するまでの間はこの限りでない。

- (3) 事業者は、令和3年10月1日より前に販売し、又は令和3年10月1日より前に発売し、令和3年10月1日から令和5年9月30日までの間に販売した端末であって、S I Mロックを設定したものについては、令和3年11月1日以降、S I Mロックが設定されているか否かを利用者がインターネットや電話による簡易な方法により確認することができる手段を設けるものとする⁸。ただし、令和3年9月30日までにそれまでに設定されたS I Mロックを全て解除し、かつ、令和3年10月1日以降はS I Mロックを設定した端末を販売しない場合にはこの限りでない。
- (4) 令和元年11月22日の改正後の本ガイドラインの規定は、同日から適用する。
- (5) 令和元年9月6日の改正のうち当該改正による改正前の4(2)②の脚注4を削る改正箇所については、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）の施行の日（同年10月1日）以降に販売された端末について適用する。
- (6) 本ガイドラインの利用者からの請求に応じて行うS I Mロック解除に関する規定は、平成27年5月1日以降の発売に係る端末について適用する。また、4(1)③（イに掲げる部分に限る。）の規定は、平成29年8月1日以降の発売に係る端末について適用する。
- (7) 平成27年4月30日以前に発売された端末については、平成29年1月10日に廃止された平成26年12月22日の改正による改正前のS I Mロック解除に関するガイドライン（平成22年6月策定）の規定を適用する。
- (8) 総務省は、本ガイドラインの適用後の状況を踏まえ、必要に応じ本ガイドラインを見直すとともに、所要の対応を行う。

⁶ ただし、システム上の問題や、店舗において、一度に複数の端末のS I Mロック解除を受け付けることにより店舗での業務が著しく制限されてしまう可能性がある場合等において、総務省へその理由及び対応できないチャンネルを報告し、その確認を受けた場合はこの限りでない。

⁷ インターネットを利用する方法によるS I Mロック解除の申込みについては、終日受け付けるものとする。受付後の解除については、原則として速やかに対応するものとするが、正当な理由により即時の対応が不可能な場合にはこの限りでない。この場合において、可能となり次第、遅くとも翌日までに速やかに対応するものとする。

⁸ ただし、仕様等により事業者がS I Mロックの設定の有無を確認することができない端末については、この限りでない。この場合において、当該端末に係るS I Mロック解除の申込み状況を利用者が簡易に確認できるようにする等の代替的な措置によって対応するものとする。また、S I Mロックの設定の有無とS I Mロック解除の申込み状況が一致しない可能性がある旨を、利用者が認識できるよう適切に周知するものとする。